

相談所、委託先である児童福祉施設、里親双方から最も多くの指摘があった問題である。平均委託期間は1ヶ月であり、「措置を前提」「専門的援助」を理由の委託の場合さらに長期化している。また、緊急な委託一時保護の場合子どもたちが十分な身支度ができていないことも多々ある。基本的な生活用品を整えること、衣服、ミルク代などに加え、教育権の保障からも教育費、通学費など必要経費は多い。

適切と思われる委託料については「施設措置費」「現行単価＋施設事務費や教育費」「5000円」「3000円」など様々な要望があったが、ショートステイの現行利用料が2歳児未満10800円、2歳児以上5600円であること等も考慮し、適正な委託料を設定する。また、里親など児童福祉施設以外の機関への委託の場合、下着、衣服等基本的な生活に必要な生活用品までそろえなければならない場合やチャイルドシート、ベビーカーなど日常的に委託先には備えていないものもあるため、一時保護所で用意し貸与またはリース費の支給など補完するシステムも必要である。

5. 委託機関の活用

(1) 児童養護施設、乳児院等

もっとも活用されており、今後の委託一時保護の活用へも積極的な意向が高い。「夜間緊急」など情報が不十分な場合の活用も多いため、委託時中の丁寧な情報提供等が必要である。

(2) 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等

松崎の調査(注1)では「措置を前提」「専門的対応」とする場合は委託一時保護を受けているが、治療施設としての機能を重視しているため、緊急性等の一時保護のニーズに対しては消極的であった。一時保護所の充実を求めており、児童相談所のニーズと差が見

られる。これらは、一時保護所の現状や機能別の一時保護のあり方などとも関係しており、一時保護所の機能の充実を図ると共にさらに検討が必要である。

(3) 医療機関

小児科、精神科、外科への委託が行われている。児童虐待などで入院中のまま委託一時保護となる場合と一時保護所後に心的外傷など子どもの抱えている問題への専門的援助のために委託一時保護を行う場合がある。いずれも医療機関の専門性を十分生かせるよう委託の必要性、期間等について協議を行う必要がある。

重大非行事件への対応や処遇困難な子どもへの対応として17年度厚生労働省から精神病院等への委託保護が可能との見解が出されたが、安部の調査(注3)では、積極的な活用を考える児童相談所が過半数を占めたが入所可能な精神病院等がある児童相談所は1/3であることや、医療の必要性を確保しながら子どもにとって適切な環境を保障し子どもの福祉を守るという児童福祉との両立が課題であるとされたように、一人一人の子どもの状況に応じた委託一時保護を行う中でさらに検討が必要である。

(4) 里親

積極的な活用を図る。短期里親制度との活用も含めて里親の活用は、子どもが生活環境を大きく替えずに生活できることや個別処遇が可能であることなどメリットが高い。しかし、里親の資質や子どもとの相性など個別性も高いため、児童相談所の積極的な援助も必要である。委託一時保護制度の理解のための里親への研修等の充実を図る。

(5) 子どもが通っている保育所の保育士、学校の教員、民生委員・児童委員等

松崎の調査(注1)では児童相談所の8割は

子どもや保護者のプライバシー保護の問題や委託先の精神的・経済的負担の大きさ、専門性の危惧から慎重にと言う意見であった。しかし、子どもの生活環境を大きく替えずに生活できることや個別処遇も可能であることなどメリットも高いと思われるため、ケース及びその環境の個別性を重視し、ケース検討を十分行う中で委託一時保護と一時保護所利用の判断を適切に行う。

<引用文献>

注1) 松崎佳子「一時保護委託の活用と課題」平成17年度厚生労働科学研究「児

童虐待 等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者奥山真紀子）報告書 539～555

注2) 児童相談所運営指針 平成17年2月

注3) 安部計彦「精神病院及び少年鑑別所への委託一時保護についての意識調査」平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者奥山真紀子）報告書 557～561

提案 4

一時保護開始オリエンテーションマニュアル(案)

西南学院大学 安部 計彦

1 はじめに

児童相談所の一時保護所への入所や一時保護委託に際して、子どもの納得はその後の一時保護での生活の安定や集団適応に重要な意味を持つ。

そのため一時保護開始の際に一時保護所職員が行うべきオリエンテーションやインタビューにとどまらず、入所前の子どもに伝えるべきメッセージなどを含め、一時保護開始に際しての関わりについて、以下のように提案したい。

2 パンフレット

(1) メッセージ

児童相談所のパンフレットは多くの一時保護所で作られているが、児童相談所のスタンスを明確にするため、今後はパンフレットには次の四つの項目が掲載されていることが必要である。

- ① 一時保護所は安全である
- ② 一時保護されてもあなたには安全で自分らしく生活する権利がある
- ③ みんなの権利同士がぶつかる時もあり、みんなが安全で安心できる生活をするため、一時保護所にはルールがある
- ④ あなたと同じように、一時保護で生活する他の子ども達にも安全に生活し、暴力から守られる権利があり、他の子どもの権利を脅かすことはできない
- ⑤ 職員は子どもの味方であり、子どもの安全と権利を守り、できるだけ個別に話を聞く

一時保護される原因は様々であり、年齢幅

もあるため、事前に伝えるべき内容も多いが、子どもの安全を保障し、子どもの意向を尊重し、子ども自身が納得するということは、子どもの人権尊重の観点から大切なだけでなく、一時保護所での生活をよりスムーズにする上で重要である。

特に⑤の「話を聞く」については、今回の山屋や井出の研究で、子どもの話を聞くことの重要性が確認されている。

(2) 子ども向けと保護者向け案内

今回の調査で回答を得た75ヶ所の一時保護所のうち、子ども向けの入所のしおり(案内パンフレット)は40ヶ所で準備されており、保護者向けのパンフレットも多い。

しかし子ども用の案内パンフレットに、子どもの権利と義務についての記載がある一時保護所は13ヶ所しかなく、保護者用の案内パンフレットに保護者の権利と義務が明記されている一時保護所は8ヶ所であった。多くの一時保護所の案内パンフレットは、入所に必要な注意事項のみで、ある意味一時保護所の管理運営のために作成されたものである。

全国の児童相談所職員は、子どもや保護者の権利を明記することが、結果的に、子どもへのより良い援助を保障するだけでなく、子どもの納得や保護者の了解を得るなど実務的にも有効であることを理解する必要がある。

(3) 子ども用案内の記載内容

子ども向けの案内パンフレットには様々な内容を掲載し、伝えたい情報やメッセージもあるが、最低限次のような事項は必要である。

- ① 一時保護所の住所や電話番号

- ② 一時保護所の地図や室内の写真
- ③ 一日の流れや生活全体の時間配分
- ④ 一時保護所が安全で安心できる場所であることの保障
- ⑤ 一時保護所内での暴力や暴言禁止、連絡方法や住所を教えないなどのルール
- ⑥ 私物や服装、行動などの自由なものとの制限されるもの
- ⑦ 一時保護所の理念や子どもへのメッセージ
- ⑧ その他の留意事項

なお①、②は、被虐待児の職権保護が増え、保護者による子どもの奪い返しの心配があるため一時保護所の所在地を教えない方針であれば、この欄には児童相談所の住所など連絡先を明示する必要がある。

また⑥は、非行児など思春期の子どもにとって重要な内容で、子ども自身が一時保護直前に拒否したり、一時保護されてから『ウソをつかれた、約束と違う』と言って行動化する原因にもなる。一時保護所職員にとっては生活するうえでの常識的な事柄であったとしても、今まで経験したトラブルを思い返して案内パンフレットに記載するなど、きめ細かい情報の提供を事前に十分に行うことで、子どもの一時保護後の適応がずいぶん改善される。

(4) 保護者用案内の内容

子どもだけでなく保護者向けの案内パンフレットも必要である。もちろん内容的には子ども用の案内パンフレットと重なるが、子どもの法定代理人であり、現に子どもの養育に責任を負う人達への配慮も必要となる。

そのため以下の項目を含むものでなければならない。

- ① 子ども用の①から⑧まで
- ② 保護者への緊急連絡先を入所に際して聞くこと
- ③ 保護者としての権利と義務

- ④ 面会に関する一般的なルール（時間の制限、お土産の禁止、面会には児童福祉司への事前の連絡が必要など）
- ⑤ 児童相談所の判断で面会ができないこともありうること
- ⑥ 健康保険証など入所に必要な準備
- ⑦ 不服申し立てに関する説明
- ⑧ その他の留意事項

このうち③は、例えば子どもの状況を常時知る権利や家族としての関係を継続する権利などである。また⑤とも関連するが、児童相談所への一時保護に伴い、実質的には親権の一部が制限されることであり、面会時間の制限や子どもが面会を拒否すれば保護者が希望しても子どもに会えないことがあるなど、児童相談所は保護者の意向より子どもの福祉を優先した対応をすることの十分な理解を得る必要がある。

また⑦は、一時保護決定通知書などには記載があるが、事前に法律の仕組みや法的手続きについて十分の情報を提供しておくことが、以後のトラブル防止にも役に立つ。

これらの情報は、一時保護を説明する際に児童福祉司等が事前に渡すことが必要であり、また職権による強制保護であったとしても、保護者への説明やパンフレットの提供は必要である。

3 入所の際の確認事項

(1) 子どもへの再度の説明

子どもを一時保護する際、上記の子ども用の案内パンフレットによる事前情報が伝わっている場合や当日に児童福祉司等からの説明があったとしても、一時保護を行う場合には、再度一時保護所職員が、日常生活での権利やルールなど一時保護所等で生活する上でのオリエンテーションが必要である。

なお一時保護は、被虐待児など安全と保護が必要な子どもと、非行児など一時保護所内でのルールの遵守を求める子どもが混合する

中で生活指導を行う必要があり、入所に際しての一時保護所での生活の説明は十分時間を取り、本人の納得を確認しながら行う必要がある。

(2) 子どもの権利ノート

今回の調査でも、「子どもの権利ノート」(見本を資料1として掲載)がある一時保護所は6ヶ所であり、平成14年度の高橋の調査(注1)に比べて増え方は少ない。

上記(1)の入所時に子どもに行う説明に際しては、子どもの権利ノートか、すでに述べた子ども用の案内パンフレットを用いる。

大切なことは、①一時保護は安全であること、②子どもは自分の権利を持ち、自分らしく生きていく権利が保障されていること、③児童相談所の職員は子どもの安全と権利を守る、④他の子どもの権利を奪うことは許されないなどの宣言と、日常生活における具体的な様々な事項についての説明が必要である。

(3) ストレス対策の確認

次に子どもに、日ごろイライラした時の対応策を聞く。一時保護所は集団生活であり、常時子ども達の入替えがあるため、この研究の山屋の報告にもあるように、子ども達はイライラを感じることは多い。

そのため入所に際し、「集団生活なのでイライラするのは当たり前。だからイライラしたらどのような方法で発散するかを教えてください」と、(資料2)にある千葉県中央児童相談所作成のチェックリストなどを参考に、事前にイライラの対応方法を聞いておく。

そして「イライラしたら職員に言ってきて」と頼む。子どもが『先生、イライラしてきた』と訴えてきたら、「すごい、〇ちゃんはイライラしたことが分かっている。そしたら一緒に〇ちゃんとそのイライラを発散しよう」と言って、チェックリストに従って、イライラを発散する方法を一緒に行う。

その時に大切な点は、①本人が訴えたイライラをほめること、②一緒にイライラの解消を行うことである。

特に②は、職員の人手と時間を取られるが、その時子どもに付き合うことで、結果的に子どもの衝動的な行動を抑制し、不適応行動を防ぐと同時に、適応行動の増進につながり、子ども自身の自己コントロール力を向上させることになる。

またもし子どもがイライラして衝動的な行動を起こしたり、自傷行動や集団を乱す行動をすれば、結局その子どもへの対応に時間と人手を取られるのであるから、「先手必勝」として子どもに対応するのである。

(4) 特別な配慮

一時保護所は集団生活であるので、どうしても団体行動を要求され、個人の嗜好や特別な対応が認められない場合も多い。

一方、一時保護が必要な子どもの中には特別な配慮が必要な子どもも多く含まれている。

しかし個別の対応を特定の子どもの職員が行うと、周囲の子どもがその子どもへの特別扱いに不満を募らせ、職員がいない場所でその子どもへのいじめ等が行われたり、職員への不満を訴え、集団活動に困難をきたす場合も出てくる。

そのため、年齢や性別による配慮は当然必要であるが、子ども用や保護者用の案内パンフレットや子どもの権利ノートなどで、「一時保護では子ども一人ひとりへの配慮を行う」旨の説明が必要である。

そしてその具体的な対象としては、①性被害やいじめなどの「被害を受けていた子ども」であり、②「宗教や心身的な要因」から制限を受けている子ども、③「ほかの子どもの安全や安心して生活することを妨げた場合」などを明記した方がよい。

なお子どもの中には「自分も特別な配慮が必要だ」と訴え、個別的なかわりを求めて

くる子どもも予想されるため、「特別な配慮は、児童福祉司の要求により一時保護所長が決定する」と規定する必要もある。また子どもからの特別扱いの要求に対して、「児童福祉司に伝えておくので、その決定がされるまではみんなと同じ行動が必要」という対応をすべきである。

(5) 子どもとの契約

一時保護は児童福祉法第33条により児童相談所長の権限として行えるが、子ども自身が入所を拒否したり集団生活でのルールに従わない場合は、一時保護所への入所やその継続は困難である。またすでに述べたように、一時保護でのルールに従うことに納得していることは、無用のトラブルを防ぐ。

そのため、一時保護について思春期の子どもに対しては、一時保護に同意（希望）する契約を締結することが必要と思われる。

契約の内容は、児童相談所は子どもの安全確保と子どもの福祉を目的として最大限の努力をすることを誓い、子どもは一時保護でのルールに従うことで、双方が努力を誓うのである。

もし子どもが説明をしても契約を拒否した場合には一時保護は難しく、もし被虐待児などで家庭に返せない場合には、個室など個別の処遇を行い、一時保護所での集団生活に合流させることは不適切である。

また一時保護中に他の子どもへの暴力や器物破損など一時保護所の安全を損なう行動が起きれば、契約違反として上記と同様の対応

が必要となる。そして契約違反が続発すれば、児童福祉法での対応が困難と判断し、家庭引取りや家庭裁判所送致などの対応が必要となる。この点については次項に詳しい。

なお子ども自身と児童相談所（一時保護所長）との間の契約は、法律的な効果より子どもの自覚を促すものであり、この契約書を根拠に法的な対応（契約違反に対する損害賠償請求）などは生じないと考える。

以上一時保護開始時点での子どもへの説明と、子ども自身の了解、そして子どもとの契約の締結に関する説明をしてきた。

今回一時保護に関する研究を通して、一時保護所でのトラブルの何割かは、入所時点での受け入れの配慮により改善が期待できると予想されることも多いことが分かった。

一時保護所の建物などのハード面の改善は難しいが、受入前に子どもや保護者に対して一時保護に関する情報の提供や入所時点での子どもへの対応は実施可能であり、有効な対応策としてここで改善を提案したい。

(注1) 平成14年、高橋重宏「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究」日本子ども家庭総合研究所紀要第39集

(資料1)

神奈川県相模原児童相談所権利ノート(年長版:原文にはすべての漢字にフリガナがつく)

<表紙>

一時保護所のしおり

～「権利」と「責任」一時保護所の生活について～

<1ページ目>

はじめに

一時保護所を紹介されたり、ここで生活することになったみなさんへ

はじめまして、一時保護所です。あなたは今、一時保護所ってどんな所だろうと不安に思っていないですか。このしおりは一時保護所がどういう所か、どんな人がいるのか、何をするのか、など知りたいこと、聞きたいことが書いてあります。

一時保護所(みんな「保護所」と呼んでいます)では、みんなが安心できるよう努力していますが、勉強もあれば、保護所ならではのルールもあるので、はじめは緊張したり、慣れなくて困ることもあるでしょう。でも安心してください。のんびりしていて、楽しいことも多いので、保護所をすきになってしまう人が多いです。それから規則正しい生活ができて、いけないことはいけないと教えたり、注意してくれる大人がいるので、生活を立て直したいと思っている人にもいいところだと思います。

このしおりを読んで(わからないことは聞いてください)保護所のことをよく理解して利用すれば、ここはあなたにとって、きっとプラスになると思います。

<2ページ目>

1. 保護所はどんなところ?

保護所は相模原市淵野辺2の7の2にある相模原児童相談所の中にあります。

保護所は2歳から17歳までの子どもが25人くらいで生活しています。部屋数は4部屋で、ほかの子ども達と一緒にになりますが、男女や年齢を考え、部屋わけをして、楽しく生活できるようにしています。

保護所には、一緒に遊んだり、勉強をみたり、時には注意したり、はげましてくれる大人(指導員や保育士、心理職員)、夜と一緒に泊まり、遊んでもくれる大学生のお兄さんやお姉さん、食事を作ってくれる栄養士さんや調理の人たち、みんなが気持ちよく生活できるように掃除をしてくれるおばさんもいます。ここで働いている大人たちはみんなの幸せを願っています。

<3ページ目>

2. 権利と責任

さあ少し保護所のことわかったところで大事なことを聞いて下さい。

「権利」ってよく聞く言葉ですが、知っていますか。

あなたは健康で安心して生活できる権利を持っています。簡単に言えば、ちゃんと食事ができることや、お風呂に入れたり、暴力を受けないで生活できるということです、

権利ってあたりまえのことだけど、なかなか守られないことってあるよね。

「責任」は人が生活している時に守らなければならないことです。権利は誰か一人が持っているのではなくて、一人ひとりが持っています。自分勝手にしていたらだれも権利なんて守れません。自分や人の権利を守るためにも一人一人が責任をもって生活してください。自分や人の権利をまもり、

責任ある生活をする。これが保護所での基本となります。職員は、あなたたちの権利が守られるように努力しますし、責任ある生活ができるようにアドバイスしてゆきたいと思っています。

3. どうして保護所で生活するの？

あなたはどう思っていますか。

なんで保護所で生活するの（理由）、保護所で何をするの（目的）かはひとそれぞれ違います。

たとえば「事情があってしばらく家や施設で生活できない」とか「自分にいけないところがあって家にいられなくなった」という理由、「解決するまでよく考えて話し合いをする」とか「自分の生活をたてなおす」という目的があります。理由と目的は大事なので、よく考えてみよう。わからないときやうまく整理できないときは児童相談所の担当職員などとよく話し合ってください。そしてこの期間中にあなたの心配ごとや問題を一緒に考え、少しでもよい解決の方法を見つけるようにしたいと思っています。またあなたも解決できるように努力してください。職員はいつでも応援します。

< 4 ページ目 >

4. 悩みや心配ごと・意見は聞いてくれるの？

あなたが保護所でいじめや暴力を受け困ったときや、保護所の生活に意見があるときは保護所の職員や担当の職員に何でも相談してください。

また、直接話しにくい時は、保護所に設置している投書箱に投書しても良いでしょう。投書箱などへの苦情や意見は保護所の沢課長・横山班長が受け付けし、あなたの考え

や意見を大事にしながら解決に向けて働きかけます。そして、安心できる生活を送ってほしいと思っています。

5. 保護所の日課はどうなっているの？ （＊日課表：省略）

< 5 ページ目 >

となっています。もうちょっと説明すると……

- ・掃除 ～みんながそれぞれの力に応じた場所をうけもち、朝と夕方にします。皆の生活する場はみんなできれいにしましょう。
- ・ラジオ体操～朝の掃除の後にラジオ体操をします。天気が良いければその後ジョギングをします。
- ・食事 ～育ち盛りのあなたたちに必要な栄養を考えて献立を作っています。嫌いな食べ物も少しずつ食べられるようにしましょう。
- ・自由遊び～仲間と話をしたり、スポーツやトランプをしたり、マンガを見たりと思いおもいに過ごしています。トランプ・ボールなど貸し出しています。みんなのものでしたので大事にしてください。また、貸し出し時間が決まっていたり、職員と一緒にいないと貸し出せないものもあります。
- ・日直 ～朝、夜の会の司会・食事のあいさつなどをします。小学生以上で交代します。
- ・お風呂 ～夕方から毎日入れますが、順番と時間が決まっています。
- ・学習 ～平日の午前と午後になります。できるところからやってみましょう。
- ・テレビ ～夕方の掃除終了後から見られます。日替わりで優先順位が決まっています。

- ・グループ活動～土日や祝日は近くの公園に遊びに行ったり、図書館にいたりします。

< 6 ページ目 >

6. ルールはあるの？

1. 外出はできるの
～職員と一緒にOK ですが、子どもだけの外出はできません。休日や行事でなるべく外出できるようにしたいと思っています。

2. 電話・手紙・面会
～担当の人と相談してください。また、面会したくないと思うときは会わないこともできます。

3. 持ち物は
～必要な薬は持ってきてください。
また持ち込めないものは、ゲームボーイやカードゲームなどの遊び道具、携帯電話やお金などです。洋服は傷んだりなくしたりすることもあるので、なるべく保護所のものを使います。

4. その他
- ・他の子どもの部屋には入れません。
 - ・男子児童は女子児童の廊下へ行ってはいけません。
女子児童は男子児童の廊下へ行ってはいけません。
 - ・住所交換はやめてください。電話番号、メールアドレス、手紙などの交換も禁止です。
お互いのプライバシーを話すこともやめてください。
あなた自身の今後の生活を守るためです。
 - ・暴力や物を壊したり、物に落書きはいけません。
物を盗むこともしてはいけません。

他の人を傷つける言葉、汚い言葉も禁止です。(あだなや名前の呼び捨ても禁止です。)

< 7 ページ目 >

7. プライバシーは守られるの？

あなた宛の手紙を勝手に開けたり、あなたの秘密を勝手に他の子どもに話すことはありません。

職員は、所の外の人間にもあなたの秘密を話しません。

押し入れは週に1度あなたと職員が一緒に掃除をします。

8. いつまで保護所にいるの？

あなたやあなたの周りの問題が解決したり、あなたがこれから生活する場所が決まると退所(保護所を出て行くこと)します。人によっても違いますが、平均して4週間位で退所することが多いです。問題が解決して退所できることを私たち職員は心から願っています。

おわりに

保護所がどんなところかわかりましたか。わからないことはまず聞いてください。

一時保護所の大人は、あなたの今と将来の両方を考えて、みんなが幸せになるように、一緒に生活し応援していきます。

一時保護所の担当は _____
児童相談所の担当は _____

(資料2)「一時保護所で落ち着く方法」確認シート

おちつく方法

保護所の生活の中で、イライラした時や落ち着かない気持ちになった時、あなたはどのような方法を使うと、落ち着いてリラックスする事ができるでしょうか？

「これならできる!」と思うもの、あるいは「できるかもしれないな。」と思うものを、下の項目から選んで○(マル)をつけてみてください。

1. 鼻から大きく息を吸い込み、口から息を出す。
2. 新聞紙をクシャクシャに丸めて、ゴミ箱に捨てる。
3. 20数える。
4. 聞いてくれそうな先生に思いっきり話してみる。
5. 熱いシャワーを浴びる。
6. 冷たい水で手と顔を洗う。
7. 今の感情(気持ち)を紙に書く。
8. 「やりきれなさ」と自分に言い聞かせる。
9. 音楽を聴く。
10. 部屋で一人になり、イスに座る。
11. (けんかした)相手と一度離れて、一人になり、相手にかける言葉を考える。
12. 20分くらい体を動かしてみる。
13. 10秒間、枕をギュッと抱き、そして力をゆるめるという動作を何度か繰り返す。
14. あわてないで、落ち着いていられる方法を練習する。
15. 20秒間、押韻のある言葉をできるだけ紙に書く。(例:「きく」「さく」「いく」「つく」…)
16. お気に入りの本やマンガを読む。
17. 自分を取り戻すために、お茶か麦茶を飲む。
18. (保護所にある)サンドバッグを思いっきりたたいてみる。
19. へそに力を入れ、両手の親指をこぶしの中に入れてから、ギュッと握ってみる。
20. 自分自身をコントロールする方法のステップを決めて、少しずつクリアしていく。

自分なりの方法を先生と話し合い、決まったら書いてみてください。

[]

(注) 原文はふりがな付き

千葉県中央児童相談所作成

一時保護所内での暴力、器物破損などへの対応マニュアル（案）

西南学院大学 安部 計彦

1 はじめに

一時保護所ではかなりの頻度で子どもが一時保護所職員や入所している他の子ども達に対して暴力的な行動を起こしたり、ガラスや備品などを壊す器物破損（以下「暴力的な行動」とする）を行っていること、また職員はこれら暴力的な行動に対して対応に苦慮していることは有村（注1）や井出（注2）の研究でも明らかになっている。

そのためここでは一時保護所内で子どもによる暴力的な行動が起こった場合の対応について、対応マニュアルの原案を示す。各一時保護所ではこれを参考に、各所の実情に合った対応方法を検討していただきたい。

なおこのフローチャートは、新潟県の「平成18年度 一時保護所運営要綱」を参考にさせていただき、一部改編している。また「制止できた」場合の対応の原案は安部（注5）による。

2 対応の原則

（1）どの一時保護所でも

一時保護所内での子どもの興奮やパニックは施設規模に関係なく発生するが、対職員暴力、子ども同士での暴力、器物破損などの暴力的な行動は、一時保護所の規模が大きくなるほど発生しやすいことが有村（注3）の研究で分かっている。

しかしそれは頻度の問題であり、どの一時保護所でも起こりうることを自覚しておく必要がある。

（2）安全への配慮

一時保護所はさまざまな背景を持つ幅広い

年齢の子どもが集団生活をする場所であるため、何よりも子ども達の安全確保は強く求められる。

そのため暴力的な行動が見られると、どうしてもその子どもへの対応に職員の注意が集まりやすいが、被害を受けた子どもだけでなく、その場にいる子ども達全員が、恐怖心を持ったり、不安を感じることも多い。

そのため、一時保護所が安全で安心できる場所にするため、暴力的な子どもへの対応と同時に、周囲の子ども達への配慮も忘れてはならない。

（3）行為と人格の分離

暴力的な行動を起こす子ども達は、すべて過去にその子ども自身が暴力の被害を受けており、その影響が一時保護所内で他の子どもや職員に向かって表出したと考えられる。

一時保護所職員としては、暴力的な行動だけでなく、日頃の反抗的な態度などがあると、受容的な気持ちになれないことも多いと思われる。しかし「あの子どもが・・・」と全人格を拒否するのではなく、「暴力は禁止」と、その子どもとその子どもが起こしている行動を意識的に分離し、暴力は禁止しながら、その子どもの背景を理解するようなかかわりを続けなければならない。

（4）怒り（感情）は伝染する

子どもは暴力によって自分の怒りをぶつけてくる。その時子どもに対応している職員は、冷静に対応していても、徐々に感情的になり、相手の子どものに対して「黙って聞いてりゃいい気になりあがって・・・」という怒りの気持

ちが湧いてくることは多い。

これは相手（子ども）の怒りがこちらに伝染してきたからである。相対している相手の感情に援助者の方も感染し、怒りが心の中から湧き起こってくるのである。

一時保護所職員はこのことを十分に理解して、子どもの怒りに伝染して同調することがないように気をつけなければならない。

なおその時、子ども（相手）の感情を抑えようとする対応は多くの場合逆効果で、ますます子どもは怒りで感情的な言動になる。

そのためその時には、職員は自分の気持ちを抑え、冷静になるように努めることが大切である。

（５）複数対応

暴力的な行動が出た場合、職員は複数で対応することが絶対に必要である。それは体力的な面もあるが、職員自身が感情的にならないためでもある。職員が二人で対応していると、もし仮に一人が感情的になりかけても、他方が抑え役に回ることも可能となる。

子どもの暴力的な行動が他の子どもや職員に向かっている時には、他の子どもの安全確保のため、その子どもの体を押さえるなどの抑制が必要になるが、それが体罰や暴言にならないように、このような場面を想定しての対応を日ごろから研修しておく必要がある。

また興奮は続くが他の子どもや職員への危害の心配がない場合は、興奮が収まるまで職員がそばにつき添い、その子どもの安全を確保する。

3 制止できない場合

（１）制止できない場合

暴力行為や器物破損が発生し、複数の一時保護所職員で対応しても制止ができない場合がある。そのような時には、児童福祉司など一時保護所以外の児童相談所職員に連絡し、応援を頼む必要がある。

暴力的な行動を起こした子どもを担当している児童福祉司や児童心理司は日頃から子どもとの話し合いをしていたり、子どもの家族背景などを知っている。また暴力的な行動が出た時にはその場にはいないので、子どもの意見や言い分を冷静に聞きやすい。

児童福祉司等が万能ではないが、まず一時保護所だけで対応できない場合は、外部の応援を頼むことである。

そしてその応援で子どもの行動が抑制できた場合には、後述の「制止できた場合」の対応に移る。

（２）危険の判断

児童福祉司等が応援に駆けつけても、また夜間など外部からの応援が期待できず、状況からして暴力的な行動をする子ども自身や、一緒に生活しているほかの子ども、そして職員自身が危険で、児童相談所だけでは対応ができないと判断された場合には、110番通報が必要である。その際、昼間であれば課長や所長などの所（機関）としての判断が必要である。しかし夜間など緊急な場合には、一時保護所で判断する必要がある。

（３）110番通報

110番通報は、子どもの興奮や暴力的な行動を止めるのが目的である。

つまり警察官がその子どもを補導や検挙をするのではなく、児童相談所職員だけでは対応できない状況を、警察職員の協力を得て収集することが目的である。

そのため警察職員の協力で子どもがとれあえず暴力的な行動が納まれば、子どもの一時保護は続け、後述の「制止できた」対応へと移る。ただこのような対応を警察に依頼することがありうることは、事前に警察署に出向き、協力を依頼しておく必要がある。

しかし110番通報をし、警察職員が対応しても子どもの暴力的な行動が納まらない場

合には、児童福祉法に基づく子どもの保護では対応できない状況であり、家庭裁判所に送致した上で子どもの行動制限が必要である。

4 制止できた場合

(1) 制止できた

一時保護所の職員が複数で対応して、または児童福祉司等外部の協力があって、さらに警察職員の協力等で、子どもの暴力的な行動が制止できた場合は、以下のような対応が必要である。

まず制止できたといっても子どもはまだ興奮していることも多いため、他の子ども達から離し、個室や誰もいない居室、静養室など、落ち着ける場に職員と一緒に移動する。

人間は興奮している時には何を言っても耳に入らないし、ついさっきまで興奮していたので気持ちの中に怒りの火種は残っている。

そのため落ち着ける場所に移った職員は、子どもにお茶を飲ませる、座らせて汗をぬぐうなど、興奮を冷ます対応がまず必要である。

そして十分の落ち着くまで待ってから、以下のような話し合いを始める。

(2) 本人の言い分を聞く

一時保護所では、暴力的な行動が起こった場合、①子どもに注意を与える、②不適切な行動だと叱る、③本人に謝罪させる、などの対応を行うのが一般的と思われる。

しかし暴力的な行動を繰り返す子どもの場合、この①～③の対応だけでは改善しない。

そのため、子どもが落ち着いた後、「どうしてあのような行動をしたの」と本人の言い分を聞く。時には「自分でも悪いと分かっているのに、何かきっかけや理由があると思うけど聞かせて」と尋ねる。日頃注意され、叱られることの多い子ども達は、最初は素直に話をしないことも多いが、「注意したり叱るのが目的ではなく、あなたのことを分かりたいから教えて欲しい」という姿勢で、その子ども

を理解すると、再発防止が目的であることを伝えることが必要である。

なお子ども本人の話は事実と違うことも多いが、ここではその真偽を問うより、本人の主観と言い分を聞くことが大切である。

(3) 再発防止に向けた話し合い

(2)の本人の言い分を十分聞いたら、今度は「次に今回と同じことが起こったら、どうする」と聞く。この「同じこと」は、先ほど本人が言った状況のことである。その時、職員は日頃の子どもの状況を思い出し、「～君が～と言ったよ」とか、「～ちゃんが～ことした」と状況説明をして、子どもの心の中に映像が思い浮かばせるようにする。

普通だったらこのような状況で子どもが衝動的な行動に出る可能性もあるが、職員との話し合いの中なので、すぐに行動化することはない。このようなストレス状況でもすぐには行動化しないようにストレス耐性をつけるのも目的の一つである。

また、このような冷静な話し合いの場面ですら行動が言語化できないのに、実際の場面で適切な行動ができるはずはない。そのため、原則的には子ども自身が新しい適応行動を考える方法である。

つまり、子どもに暴力的な行動を「悪うございました」と謝らせたり、今まで不適切な行動を変えるように「教えても」、同じような不適切な行動を繰り返しているのであるから、「新しい行動パターン」を子どもと一緒に作っていくことを目的にする。

ただ経験的には、子どもはこの面接場面で、モジモジしたりイライラし始める。自分から「新しい行動パターン」を考えるのは難しい。そのため、子どもの様子によっては、「そうなりそうな時、深呼吸するとう方法はできる？」など、いくつかストレスマネジメントの方法を提案し、子どもに選ばせる。

この際大切なのは、「では今度暴力的な行動

が出そうになったら、この行動をしようね」と子どもと決めたことを全職員に伝え、子どもがそのような行動をしているところを見つけたら、「～ちゃんすごい。イライラをガマンしている」と大げさにほめることである。

(4) 今日の後始末

再発防止に向けての話し合いが終わったあと、最後に今日の後始末について子どもと話す必要がある。

暴力的な行動の結果、他の子どもにケガを負わせたり、他の子どもを怖い目にあわせたり、ガラスや物を壊して一時保護所内に物が散らかったりしている。そのことについて子どもと話し合うのである。

その際、叱ったり行動を押し付けるのではなく、「今日、～くんはこんなことをしたよね。その結果～が起こったよ。どうする」と尋ね、子ども自身が行動を選ぶようにする。

一時保護所内の片付けは多くの場合、他の職員によってすでに行われている可能性は高いが、それでも子ども自身のケジメをつけさせる上でも、子ども自身による後始末は必要である。なお(3)にしてもこの(4)にしても、子どもの再発防止が目的なので、今日の謝罪より、再発防止を中心に考える。ただ多くの場合、落ち着いて考え、叱られないことが分かると、自分から他の子どもに謝罪することも多い。

(5) 個別処遇

後始末をした後、すぐに他の子どもとの集団生活に戻さず、反省文を書かせたり、ペナルティーとして自由時間に学習を課すこともある。また(3)の「再発防止に向けた話し合い」や(4)の「後始末の話し合い」に反発して、そのまま集団生活に戻すと再度暴力的な行動が再発する可能性が高い場合もある。さらに、暴力的な行動を起こしかねない子どもが複数いるなど、しばらくの間、個別に処

遇した方がいい場合もある。

ただこのような個別指導は、子どもの自由の制限という面も持っているため、一時保護所の職員個人の判断で安易に行うのは不適切と思われる。集団からの分離を行う際の基準や手続きの案を別項で紹介する。

5 他の子どもへの対応

(1) 安全確保

一時保護所は常に集団生活である。そのため暴力的な行動が起こると、子ども達自身が不安定になってしまう。特に家庭で虐待を受けてきた子ども達は、他の子どもの暴力的な言動や、その子どもを抑制しようとする職員の声に被虐待場面を想起させる可能性もある。

そのため一時保護所の機能別設置の要望は高いが、松崎の研究(注4)では年齢別の処遇はあっても、機能別の一時保護は難しいのが現実である。

そのため一時保護所内で暴力的な行動が起こったら職員は二手に別れ、暴力的な子どもへの対応に向かうと同時に、他の子ども達の安全を確保するため、みんなを他の部屋に移動させるなどが必要である。そして「一時保護所は安全であること。職員は一時保護所の子ども達の安全を守る」ことを説明する。

中には自分の将来や暴力的な子どもの将来を心配する子どももいるかもしれない。そのため「児童相談所はどの子どもに援助を行うこと。その方法は一人ひとり違うこと」などの説明が必要である。そして安全が十分に確保された場所で、毎日の日常生活に戻す。

(注1)有村大士「一時保護所における対応困難場面」、平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山真紀子)」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究(分担研究者 安部計彦)」報告書635～648、2006

(注 2) 井出智博「一時保護所のある日の姿」、
同報告書 605～620

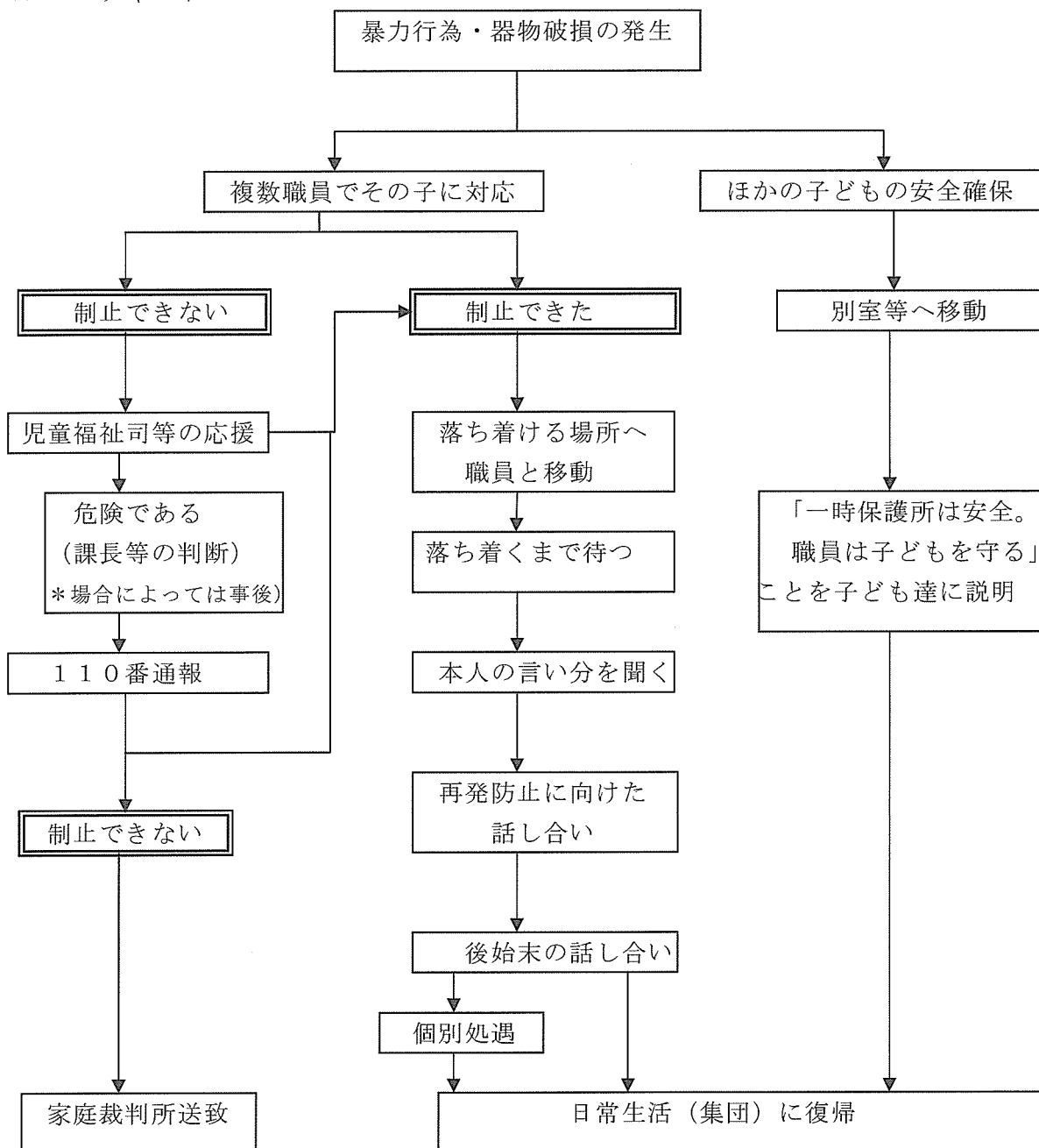
(注 3) 有村大士「混合処遇の課題」、同報告書
591～604

(注 4) 松崎佳子「機能別一時保護所の可能性」、
平成 18 年度子ども未来財団研究「児童相談

所一時保護所の運営に関する調査研究（主
任研究者 安部計彦）」報告書 31～38、2007

(注 5) 安部計彦「パニック時の対応法」ス
トップ・ザ・児童虐待 241～245、ぎょう
せい、2001

<フローチャート>



* 新潟県の「一時保護所運営要領」を改編

提案 6

子どもの危機段階における対応と個別指導マニュアル(案)

西南学院大学 安部 計彦

1 危機対応

(1) 危機の段階と対応

児童相談所ではさまざまな子どもが入所するため、常にトラブルが発生する。安部(注1)の研究でも、一時保護児が5人いると一日1件のトラブルが起こることが報告されており、入所児童数が増大すれば当然トラブルも頻発する。

また有村の研究(注2)でも、子どもへの対応に苦慮した頻度は、毎日(13.7%)、週に数回(15.1%)、週1回(8.2%)と37%の一時保護所では最低でも週に1回以上の対応に苦慮する事態が発生している。つまり、多くの一時保護所では対応困難場面は日常的な状態である。

しかしそのような事態への対応については各一時保護所(児童相談所)に任せられ、状態の認識や対応の方法は共有化されていない。

そのため、神奈川県厚木児童相談所が作成している「一時保護所ハンドブック」に掲載されている「危機段階における対応」を参考に、(表1)と以下のように「一時保護所での困難場面での対応」について、その状況を段階的に分析してそれに対応する方法を提案する。

なお同所の安全対策と危機対応は、災害や感染症、服薬管理、情報管理、強引な保護者の引き取り要求、無断外出などを含んでいるが、ここでは「子どもの暴力や器物破損」などの対応困難場面に限定して考える。

(2) 「疑い」

一時保護所の職員は常に子ども達の状態を注意深く観察し、心身の状態や子ども同士の

関係にも配慮している。

しかし子ども同士では、職員の見えないところでいじめが起きたり、職員への反発を持つ子どもがほかの子どもを誘って、集団での反抗や無断外出を計画することも多い。

そのため職員が子ども達の雰囲気や子ども同士の会話などから「何かおかしい」と感じることはよくある。またほかの子どもが職員にそれとなく伝える場合もある。

このような状態は、子どもの問題行動を断定できない「疑い」の段階ではあるが、このような時には、他の職員に「～なことがあるかもしれないので、気をつけて」と連絡を取り合い、早急な事実関係の確認を複数の目で行うと同時に、一時保護所の責任者(課長や係長)から所長に伝え、当面の行動方針の指示を受ける。

なおこの「気になるレベル」を早期に発見し、適切に対応することで、これ以降の状況に発展するのを防ぐことができる。

(3) 「個別的対応」

職員の「疑い」が的中し、実際に問題行動が起こっていたが、まだ個別的、散発的な段階であり、子ども達の集団として問題が起きているわけではない状態である。

実際に問題行動が起きていたのであるから、早急に適切な対応を取ることが必要であるが、またほかの子どもへの波及は見られず、個別的な対応で十分である。

そのため後述のような、行動の自由の制限を含めた個別処遇計画を策定し、実施することが必要となる。

またほかの子ども達への安全確保の配慮も

必要であるが、保護所職員の日常的な声かけで十分な段階である。

(4) 「集団化の兆候」

中心となっている子どもへの指導や注意をしても行動の改善が認められず、逆に周囲の子ども達も同調し始め、徐々に行動の集団化や常態化（日常化）となる兆候が見られる段階である。

対応策としては、中心となっている子どもへの集中的なかかわりを担当職員が主体となっていくと同時に、周囲にいる子ども達の担当職員の協力を得て、周辺の子どもの問題行動に加わるのを防ぐような働きかけが必要である。

また一時保護所の入所児童数の減少や新規入所の制限など、一時保護所職員の負担を減らすと同時に、問題行動を起こしている子ども達への指導方法や行動制限などについての検討も必要になる。

(5) 「集団化・日常化」の段階

子ども達が集団となって行動を始め、職員の指導や注意を全く無視するようになる段階である。一時保護所として機能不全になった状態である。

このような状態に至れば、入所しているほかの子ども達の安全確保や事故の防止などの点から極めて重大な局面であり、児童相談所全体で対応する必要がある。

そのため担当の児童福祉司や児童心理司だけでなく、他の部門からも職員を派遣して一時保護所の職員体制を強化すると同時に、家庭引き取りや施設への委託一時保護などを早急に実施し、一時保護所にいる子どもの数を制限し、極力集団との接触を減らす。

そして中心となっている子どもには、「問題行動を早急に止めないと児童相談所としては保護できないので、家庭裁判所への送致などを検討する」と警告し、行動の抑制を働きか

ける必要がある。

(6) 警察通報の段階

(5) に述べたような対応をしても子ども達の問題行動が納まらず、また子ども達の集団に対して職員が個別的な働きかけを行うことができないような場合には、警察に連絡し、家庭裁判所への送致を行う必要がある。

年齢によっては家庭裁判所に送致しても、少年法の処遇対象ではない場合もあるが、一時保護所という施設をしない開放施設での対応では限界がある場合には、家庭裁判所への送致をためらうべきではない。

2 行動制限を伴う個別指導

(1) 行動制限と個別指導

上記1で述べたような問題行動の集団化や日常化が起きると、一時保護所での行動制限の必要性が議論となる。井出（注3）の研究では、保護児を分離して処遇したことがある一時保護所は46.6%であるが、分離の必要性を感じている一時保護所は88.6%と多い。

しかし「児童相談所運営指針」では、一時保護中の子どもの行動の自由の制限については、①できるだけ短期間で、②決定は所長が行い記録に明記、③直接拘束や鍵のかかる部屋は禁止などが明記（注4）されている。

そのためここでは、児童相談所の一時保護所で行える行動制限を伴う個別指導について、具体的手続きを提案したい。なおこのマニュアルは、先ほどと同様、神奈川県厚木児童相談所が作成した「行動自由制限を伴う個別指導マニュアル」を参考にし、安部が検討を加え、取りまとめたものである。

(2) 基本的な考え方

児童相談所の一時保護所は、子どもの人権擁護を最大限尊重する必要がある。そして子どもの行動の自由の制限は、子どもの権利侵害にもなる重大な事柄である。

そのため児童相談所が行う子どもの行動の制限は、その子ども自身の無断外出の防止やほかの子どもへの加害行為の防止など、子どもの安全確保のために必要な最低限でなければならぬ。

なお子どもの身体を直接拘束したり、鍵をかけた個室に入れることはできないのは、児童相談所運営指針の通りである。

(3) 対象となる事例

行動の自由を制限する個別指導が必要とされるのは、以下のような例が考えられる。しかし繰り返すが、以下のような場合にすべて行動の自由を制限することは許されず、個別にその必要性や期間、指導内容について十分検討する必要がある。

- ① 無断外出
- ② 一時保護所内での暴力や連続した盗み
- ③ 職員への暴力や器物破損
- ④ 子ども間の頻繁なトラブル
- ⑤ 行動改善を目的とした非行児で、すぐに集団生活に入れない方がいいと判断される場合
- ⑥ その他、子どもの状態から集団生活が困難と考えられる場合

(4) 組織的判断

児童相談所運営指針にあるように、行動の制限を伴う個別処遇を行う決定は所長が行う必要がある。

その具体的な手続きは原則として以下のように行う。

- ① 行動の自由の制限が必要と思慮される場合は、まず一時保護所内で検討し、担当の児童福祉司や児童心理司などとも協議する。
- ② 一時保護所の責任者は(別紙1)の「行動自由制限を伴う個別指導(延長)実施計画書」を作成し、緊急の援助方針会議で協議したうえ、所長決裁を受ける

- ③ 緊急を要する場合や夜間、閉庁日などのため事前の承認が得られない場合は、一時保護所の責任者の判断で実施する。ただし所長が登庁し次第、緊急の援助方針会議を開催して承認を得る
- ④ 当初の期間を延長する場合には、改めて②と同様の手続きを行う
- ⑤ なお興奮した子どもの気持ちを静めるために職員と一緒に個室を使用する場合など一時的(半日以内)に個別的な対応をする場合は除く

(5) 子ども及び保護者への説明

行動の自由の制限は子どもの権利侵害にもなることなので、実施する場合には、子ども及び保護者への説明が必要である。

- ① 一時保護所入所に際しては、上記(3)の事例のような場合であって、児童相談所としてその必要性を判断した場合には、所長の決定で自由の制限を行う旨の説明を行う必要がある
- ② 個別指導を行うにあたっては、子どもにその決定と理由、期間、内容などを説明する。そのような制限が必要な状況であるため、子ども自身に了解を得ることは困難と予想されるが、「その子ども自身と入所しているほかの子どもの安全の保証と成長の促進」を目的としたものであることを十分に理解させる必要がある
- ③ 保護者に対しては、特に緊急を要する連絡が必要な場合を除き、実施後の面会や連絡の際に、個別指導が必要だった状況と実施した内容を説明する

(6) 個別指導の内容

個別指導の内容は、子ども一人ひとりによって異なる個別支援計画に基づいて行う必要があるが、少なくとも申請する時点で、その申請する期間内に行うべき内容について考慮しておく必要がある。

- ① 行動自由制限中の生活については、単に物理的に集団から隔離することだけに終わらせず、反省文の作成や読書など課題を与え、その後の生活に有効となるように活用する
- ② 行動自由制限中の子どもについては、関係職員が積極的に面接し、コミュニケーションを深めて子どもの理解の促進に努めると同時に、ストレス発散にも配慮したプログラムを配慮する
- ③ 行動自由制限中の子どもの様子については必ず行動記録と日誌に記載し、毎日所長等の決裁を受ける

以上、対応困難場面への対応と、個別対応に関する手続きについて検討した。各一時保護所においては、この資料を参考に、対応とその手続きについて検討していただくことを期待する。

- (注1) 安部 計彦「要保護児童の一時保護に関する研究」平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究（分担研究者 安部計彦）」報告書 497～514
- (注2) 有村大士「混合処遇の課題」、同報告書 591～604
- (注3) 井出智博「一時保護所における子どもの援助方法としての分離の現状と必要性」、同報告書 621～633
- (注4) 「児童相談所運営指針」第5章第1節4「行動自由の制限」

(別紙1) 計画書 (案)

申請日	平成	年	月	日
行動自由制限を伴う個別指導（延長）実施計画書				
1	児童氏名	(歳)	
2	担当者氏名（児童福祉司	、児童心理司	、保護所	）
3	実施理由			
4	指導（延長）期間	月	日（	）
		時	分	より
		月	日（	）
		時	分	まで
5	指導場所			
6	指導内容（プログラム）			
7	指導上の留意事項			
8	その他			

(表1) 一時保護所の危機の段階とその対応 (まとめ)

段階	特徴	状態	目標	対応法
第1度	「疑い」の段階	職員のいないところで問題行動が起こっていることが予想される	職員の協力体制を確立し、早急に事実確認に努める	所長を含むミニカンファレンスを開催し、当面の方針を決定する
第2度	「個別対応」の段階	職員が上記の行動を確認するが、発生状況は個人的、散発的で集団化はしていないと判断される	本人への注意を行い、今後の問題行動の抑制のため、指導プログラムを作成	所長を含むミニカンファレンスで、一時保護所での行動制限と指導内容を決定し、援助方針会議で報告する
第3度	「集団化の兆候」の段階	職員の指導・注意にもかかわらず行動の改善が見られず、問題行動の集団化や常態化の兆しがあると判断される	中心となる子どもへの厳重注意を行うと同時に、担当者のかかわりを強化する。また周辺児の担当者とも協力し、周辺児への拡大防止に努める	所長を含むミニカンファレンスで状況報告を行い、援助方針会議で一時保護所での行動制限や指導方法について決定する
第4度	「集団化・日常化」の段階	職員の注意が無視され、行動化が抑えられない段階で、問題行動が集団化、日常化していると判断される	事故防止を最優先し、家庭引取りや施設入所などの調整を行う。また子どもへの最終注意を行い、家裁への身柄付通告を含めて検討する。入所児へのかかわりを強めて沈静化に努める	所内の職員の協力を得て、一時保護所の支援体制を強化する。援助方針会議を逐次開催し速やかに方針決定を行う
第5度	「警察通報」の段階	行動鎮静化の職員の提案に全く乗らず、問題行動を制止しようとする職員に暴力を行ったり、行う恐れがあり、行動の抑制が不能と判断される	児童福祉(一時保護所)での対応では無理なので、家庭裁判所への身柄付通告を行う	警察に通報し、暴力の抑制を行う。援助方針会議で家庭裁判所への通告を決定する